



お知らせ INFORMATION

ケーブルテレビ
さゆりチャンネル
10月の放送案内

◆特別版
野沢祭礼、こども園運動会を特別版で放送します。

◆お知らせ
インターネット接続に関してはケーブルテレビをご利用ください！

◆問い合わせ先
(二社)西会津ケーブルネット
☎45-4461



国民健康保険税の 軽減について

◆倒産や解雇、雇い止めなどによる離職（非自発的失業）に対する軽減
倒産や解雇などやむを得ない理由で離職された人は、申請により国保税が軽減される場合があります。

◆対象者
○離職日時点で65歳未満の人
○雇用保険の失業等給付を受ける人で、「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する人

◆軽減の内容
国保税は前年度所得などを基に算定されますが、軽減に該当した場合は、離職者の前年度給与所得を3割に減額した額と見なして算定します。

◆軽減期間
離職した翌日から翌年度末まで

※なお、介護保険制度（福祉介護課 ☎45-2214）

クマの誘因物 管理のお願い

これからの時期は、冬眠するためのエサを求めて人里周辺にクマが出没する可能性が高まります。クマのエサとなる米ぬかや生ゴミなどは屋外に放置しないでください。また、屋内に保管してある米ぬかなどを狙って、屋内に進入する事例も発生していますので、玄関や窓の戸締りを忘れないようにしましょう。

◆問い合わせ先
農林振興課 林政係
☎45-4531

野生キノコなどの 出荷における注意

マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケを除く野生キノコは全て出荷制限品目に指定されており、出荷できません。昨今、フリマアプリなどを介した個人売買による山菜・野生キノコの出荷も確認

や、後期高齢者医療制度（健康増進課 ☎45-4532）も同様の減免制度があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先
町民税務課 税務係
☎45-2212

国保の手続きは 済んでいますか？

職場の健康保険に加入または脱退した時は、14日以内に国保の変更手続きを行ってください。手続きは同世帯の家族でも可能です。

◆手続きが遅れると…
国保税が請求され続けたり、一度に納める税額が高額になる場合があります。また、国保の資格喪失後に誤って国保の保険証で医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返還する必要があります。

◆問い合わせ先
健康増進課 国保係
☎45-4532

されているため、利用する際は十分に注意してください。

◆問い合わせ先
農林振興課 林政係
☎45-4531



秋の農作業事故に 注意しましょう

秋の農作物の収穫時期を迎えています。農作業中の事故は、農作業機械を使用する際の不注意や、操作の誤りが原因で発生しています。

ゆとりある計画的な作業を心掛け、事故防止に努めましょう。

◆次の点に注意しましょう
○安全確認を行い、誤操作を起さないよう注意を払い作業する

○ほ場への進入、脱出時、畦越え時は特に注意する

○道路を走行する際は安全な速度で移動する など

◆問い合わせ先
農林振興課 農政係
☎45-4531

不正軽油撲滅 強化月間

県では、毎年10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

軽油に課税される軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売・使用されている事例があります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さんの協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供については、左記まで連絡ください。

◆連絡・問い合わせ先
不正軽油ホットライン
(県庁税務課)
☎024-521-7205
会津地方振興局真税部
☎0242-29-5264

農林水産物緊急時 モニタリング事業 を実施します

県では、野生キノコの出荷制限解除に向けた取り組みの一環として、次により町内で検体の探索と採取を計画しています。

期間中は県から委託を受けた業者が山に入り、野生キノコを探索、採取しますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆採取予定期間
12月まで

◆対象品目
ナラタケ、ヒラタケ、ブナハリタケ

◆採取量
1検体当たり350gから1000g程度を町内全域から満遍なく採取。

◆問い合わせ先
県会津農林事務所
森林林業部 林業課
☎0241-24-5734
農林振興課 林政係
☎45-4531

建物を取り壊した ときは届出が 必要です

固定資産税は、1月1日現在で登録されている課税台帳に基づき課税されますので、建物を取り壊したときには「家屋滅失申告書」の提出が必要となります。

この申告書を提出しないと、建物がなくなっても税金が課税されますので、必ず提出してください。

なお、次に該当する場合も申告書の提出をお願いします。

○土地や建物の所有者を変更した場合

○土地や建物の所有者の住所が変わった場合

※なお、法務局にて相続登記や所有者事項の変更登記など登記を行った場合には、届出は不要です。

◆問い合わせ先
町民税務課 税務係
☎45-2212

運転免許証の 自主返納を 支援します

町では、車の運転に不安のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

◆対象者
運転経歴証明書が発行された65歳以上の人

※運転経歴証明書は警察署で交付申請手続きを行います。運転免許の更新をせず失効した人も、運転経歴証明書が発行できます。

◆支援内容
町民バス回数券・タクシー利用券・町共通商品券の中から3万円相当の支援を受けようとする場合は、左記まで問い合わせください。

◆問い合わせ先
町民税務課 町民生活係
☎45-2215



農地の貸し借り は農地バンクへ

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月から農地の貸借は「地域計画」に基づいた農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸借へ移行します。

農業者が農地バンクを通じて貸し手と借り手をつなぐ仕組みです。

◎令和7年4月以降
または地域計画が策定された地域
・農地バンクによる農地の貸借
※このほか農地法に基づく貸借もあります。



◆問い合わせ先
農林振興課 農政係
☎45-4531
農地中間管理機構
喜多方推進拠点
☎080-3754-3070



10月から 児童手当制度が 変わります

児童手当法の一部改正により、10月分（12月支給）から支給対象年齢などが拡充されます。これに伴い、新たに受給資格が生じる人には申請書類を発送しています。内容を確認し該当する人は、期限内に手続きしてください。期限までに提出がない場合、支給が遅れ、受給できない期間が発生することがありますのでご注意ください。

拡充前 9月分（10月支給まで）		→	拡充後 10月分（12月支給）から	
3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降は 30,000円
3歳～小学生	10,000円 第3子以降は15,000円		10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	22歳の年度末まで（大学生年代） ※進学・就職を問わず、子どもを養育している場合対象
高校生年代	なし		10,000円	
多子加算の算定対象	18歳の年度末まで（高校生年代）		なし	
所得制限	あり		なし	
支給月	年3回（2、6、10月）		年6回（偶数月）	

◆新たに手続きが必要な人（対象者には書類発送済）

- ・所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている人
- ・高校生年代の児童のみを養育している人
- ・現在、児童手当を受給中で、算定児童に登録されていない高校生年代のこどもを養育している人
- ・養育している18歳の年度末以降22歳の年度末までの大学生年代のこどもを含めると3人以上となる人

◆手続きが不要な人

- ・現在、児童手当を受給しており、制度改正後も支給額が変わらない人（※中学生以下の児童のみがいる人で、第3子増額を受ける人は除く）
- ・現在、特例給付を受給している人
- ・現在、児童手当を受給しており、高校生年代の児童を算定児童として登録されている人

提出期限を過ぎた場合は、12月支給に間に合わない場合があります。なお、令和7年3月31日までに申請しない場合は、拡充された児童手当を遡って受け取ることができません。申請を受付した月の翌月分からの支給となります。

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。対象となる人で申請書が届かない場合や制度の詳細については、町ホームページをご覧ください。下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 福祉介護課 子育て支援係
☎ 45-4332

“オレンジカフェいいで愛” in 奥川 開催のお知らせ

オレンジカフェいいで愛は、介護やもの忘れに関する悩み事の相談、情報交換など、カフェでの交流を通して、もの忘れとの付き合い方や仲間と出会える場です。

【日時】 10月10日（木） 午前10時～

【会場】 西会津国際芸術村

【参加費】 無料（飲み物・菓子付き）

【申込み】 参加希望の場合は事前予約が必要です。10月4日（金）までに地域包括支援センターに連絡ください。また、送迎が必要な場合も気軽に相談ください。

〈申込・問い合わせ先〉

にしあいづ地域包括支援センター ☎ 45-3327
福祉介護課 介護係 ☎ 45-2214

西会津町給食センター 学校給食レシピ④

今回は、ミネラル野菜のじゃがいもをたっぷり使った「じゃが豚キムチ」のレシピを紹介します♪下記QRコードからご覧ください。



じゃが豚キムチ

3R（スリーアール） 推進月間

国では、循環型社会の構築に向け3R（スリーアール）の取り組みを推進しており、10月はその推進月間です。限りある資源を未来の世代につないでいくため、買い過ぎを控える、物を大切に使うなど、日々の生活を見直してみませんか。

◆3R（スリーアール）とは

Reduce（減らす）
ごみの発生や資源の消費を減らすこと

Reuse（再利用）
物や資源を繰り返し使うこと

Recycle（リサイクル）
資源として再び使うこと

〈問い合わせ先〉
町民税務課 町民生活係
☎ 45-2215

里親入門講座 のお知らせ

毎年10月は里親月間です。里親についての理解を図り、里親になっていただく人を募集しています。会津児童相談所では、「里親入門講座」を次のとおり開催します。

◆日時と会場

〈第1回〉

10月17日（木）

午前10時～11時30分

会津若松市北会津支所

ピカリンホール

〈第2回〉

10月28日（月）

午前10時～11時30分

喜多方市役所ホール棟2階

大会議室

◆申込期限

10月15日（火）

◆申込・問い合わせ先

会津児童相談所

☎ 0242-231400

メール aidujison@pref.fukushima.lg.jp

自慢の米を大募集！「第11回 西会津一うまい米コンテスト」

町では、西会津産米のおいしさを客観的に評価し、町内外への情報発信を通じ、町内産米の知名度向上と販売強化につながるため、「西会津一うまい米コンテスト」を開催します。手塩にかけて育てた自慢の米をぜひ出品してください。

◆部門

◎コシヒカリ部門＝町内産コシヒカリ

◎こだわりの品種部門＝上記以外の町内産米

◆出品方法

参加申込書および出品する玄米500g（約3合）を

10月15日（火）までに農林振興課へ提出

◆審査方法

◎一次審査

食味計と整粒検査で測定し、上位5点が二次審査へ進みます。5点に選ばれた場合、同じほ場の玄米5kgを提供してもらいます。「こだわりの品種部門」は最上位に選ばれた米を奨

励賞として二次審査は行いません。

◎二次審査

一次審査上位5点の米を審査員が実食し、最優秀賞1点、優秀賞4点を決定します。

◎表彰

入賞者は第39回西会津ふるさとまつり内で表彰されるほか、試食ブースを設けて西会津産米のPRを行います。

◆審査員の公募

今年度は、町制施行70周年記念事業として、二次審査の審査員（2人以上）に公募を予定しています。

〈申込・問い合わせ先〉

農林振興課 農政係 ☎ 45-4531

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

◆大きさ 1枠当たり縦4.0cm×横8.5cm

◆掲載料 1枠当たり5,000円/月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎ 45-4536